

看護師の特定行為研修の実習へのご協力をお願い

美濃市立美濃病院

看護師特定行為研修の研修生である看護師が患者さんを担当させていただくことについてのお願いを以下のとおりご説明申し上げます。

看護師の特定行為について

特定行為とは、医師の指示（手順書）に基づいて、看護師が診療の補助を行うことです。当院においては、地域医療の場において看護師が「治療」と「生活」の両面から、患者様の状態に応じて迅速かつ適切な対応ができるように特定行為研修を始めております。褥瘡のある患者さんの創傷管理、輸液の補液管理、胃ろうカテーテルもしくは胃ろうボタンの交換、気管カニューレの交換などに関する特定行為を実施しています。

特定行為研修について

当院は、厚生労働省から「特定行為研修指定研修機関」の指定を受けており、5年以上の看護実務経験を持ち、当院看護師特定行為研修管理委員会の審査に合格した看護師を対象として、看護師特定行為研修を行っています。この研修の一環の実習として、研修生が患者さんを担当し、特定行為を行うことがあります。

以下の事項を守り実習を行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

実習を行う場合、「創傷管理関連」、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」、「ろう孔管理関連」、「呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連」の内容について事前に分かりやすい説明を行い、患者さんまたはご家族の同意を得て実施します。

患者さんの安全の確保を最優先し、事前に指導医師などの助言や指導を受けて実習に臨みます。

患者さんご家族は、実習に関するご意見やご質問があれば、指導医師や研修生以外の看護師などに直接おたずねになることができます。

患者さんご家族は研修生が担当することに同意した後も、この実習を拒否することができます。また、拒否したことを理由に治療および看護上の不利益を被ることはありません。研修生は、実習期間中に、患者さんやご家族の情報を診療録や看護記録などを通じ、また患者さんやご家族との関わりを通じて取得しますが、取得した情報についてはプライバシーの保護に努めます。